

京都府食の安心・安全推進条例に基づく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)に対する  
意見募集結果

1 募集期間 平成30年10月1日(月)から平成30年10月30日(火)まで

2 御意見提出件数 10件(24項目)

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
1 (1) 安心・安全な食品を提供する事業者の育成	HACCP	2020年度内の制度化期限内に多くの事業者へHACCP(これに準じたものを含む)を導入するには、研修会(25回)では少なく、地方振興局ごとに同一業種で複数回の開催が必要。	HACCPの推進には、業種別研修会の開催が効率的かつ効果的であると考えています。 また、HACCPを所管する健康福祉部局だけでなく、中小事業者を所管する商工労働観光部や農林水産事業者を所管する農林水産部など、関係部局が連携して進めていきます。	1
		相談事案に対して、事業者が必要とする具体的な援助なしには、HACCP方式の導入は先に進まない。関連部局とも協力し全庁的な取り組みとして臨むべき。	また、京都市内の事業者については、京都市の管轄であることから、京都市と連携・役割分担しながら取り組んでいきます。	2
		府内産農産物の選果場など農業施設へのHACCP導入指導について触れられていない。 府内産農産物の輸出拡大を目指すなら、GAP認証の取得だけでなく、農業関係者へのHACCP導入の働きかけも必要。今後の対応策について調査・研究を行い準備することが必要。	農業関係者に対しては、6次産業化に取り組む生産者向けの「食のマネジメント研修会」を開催し、HACCPの他食品衛生や食品表示について学ぶ機会を設けることとしており、国がHACCPの対象施設を明確にした段階で具体的な対応を検討します。	3
		京都の食品事業者は、伝統産業として食への意識は高いが、家族経営の小規模事業者が多い傾向があり、HACCPの導入にあたっては、一律に膨大なチェック項目を求めるのではなく、事業者や業界毎の状況を踏まえた対応が必要。	厚生労働省では、小規模事業者については、各業界団体が作成した手引き書を参考に簡略化された衛生管理をすることとしており、府としても各事業者に応じた丁寧な支援をしたいと考えています。	4
		国のHACCP制度ときょうと信頼食品登録制度の違いを明確にしてほしい。	HACCPの制度詳細が明確になった時点で整理し、関係事業者に提示したいと考えています。	5
		国のHACCP義務化の動きもふまえ、「京都府食品衛生監視指導計画」において、重点的に取り組む事項とされているが、小零細事業者も含めてすべての事業者に義務付けるのは容易ではない。	法の適正な執行を行うための取組実施時の参考とします。	6

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
1 (1) 安心・安全な食品を 提供する事業者の 育成	食品表示	容器包装入りの食品について、製造メーカー名の記載の義務付けと府による厳しいチェックの実施を行動計画に明記してほしい。	食品表示は、食品表示法の食品表示基準に基づいて表示していることから、国との協議・要望機会に提案します。 また、食品表示巡回指導等により、法令遵守の監視を行っていきます。	7
		食品表示は、原料原産地表示など消費者にとって、分かりづらい事が増えている。 国において、遺伝子組み換え表示の改正が検討されており、今回の行動計画にはないが、関連部局と調整し、事業者向け・消費者向けの「食品表示講習会」の開催を要望する。	遺伝子組み換え食品については、食品表示基準が改正されれば、講習会の開催等により着実に周知します。	8
		アレルギー対策の強化として、業種別の食品関連事業者向け食品表示講習会・相談会の開催目標が20回では少ないため、地域振興局ごとに複数回の開催が必要。	出前講座等により個別要望に応えるとともに、保健部局や市町村と連携した取組も進めています。	9
1 (2) 推進と持続可能な 食料の安定供給	SDGs	SDGsについて、国連でも採択され、日本政府もそれに向けて動き出しており、今後3年、大きな動きになってくると思う。SDGsについて、「(2)今後の課題」の「ア」の前にも記載してはどうか。	SDGsは幅広い分野での持続可能な開発目標を定めており、持続可能な農業の推進がその一部であることから、それに関連する項目で記載し、取組を進めることとしました。	10
	温暖化	温暖化に対応した暑熱に強い農作物(p8)とあるが、温暖化の本来的な意味(現象)は、暑熱だけではなく極端な寒冷やその他二次的影響(永久凍土の崩壊、巨大台風など)も著しくなるものであり、暑さばかりを強調した偏向する「温暖化」の取り上げ方は避けるべき。	「温暖化」は例示であり、気候変動等に対応する取組を実施することとしています。	11

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
1 (3) 誰もが安心して食事ができる環境の整備	食に携わるボランティア向け講習会	地域の社会福祉協議会、NPO法人、任意団体等がボランティア活動として実施している子供食堂や高齢者のサロン等において、「食」の提供が行われるケースが増加している。 食中毒やアレルギー問題の発生の報道はないが、食品を取り扱うものとして、保健所や福祉部局、市町村とも連携し新規開設時の事前研修会を必須とし、目標値を引き上げを求める。	京都府内の振興局エリア単位での開催を想定し5回の開催を計画していますが、出前講座等により個別要望に応えるとともに、保健部局や市町村と連携した取組も進めていきます。	12
		ボランティア活動として実施している子ども食堂や高齢者サロン等において「食」の提供が増加する中、食に携わるボランティア向けの食の安心・安全講習会を開催することは、前進と評価できる。 さらに、京都府の災害ボランティアセンターと連携し、進めることが望ましい。	ボランティアセンターやボランティア団体等と連携して、取組を進めていきます。	13
1 (4) 緊急時	緊急時	緊急時の食の安全・安心の備えとして「緊急時の食に関する対応研修会」が開催されることは、前進と評価できる。 さらに、京都府の災害ボランティアセンターと連携し、進めることが望ましい。	京都府災害ボランティアセンターをはじめ、関係団体等と連携して取組を進めます。	14
2 (1) 府民と食の相互理解の促進	ヤングサポーター(仮称)	庁内各部署で学生サポーターの設置があるが、日常的な結びつきを保ち、具体的にどのような事をしてもらうか等のマネージメントが不足している。 募集開始に当たっては、単年度の計画だけでなく、学生が卒業後も府下に居住(就職)する場合のフォローと継続して協力してもらえるような仕組みを作っておく必要がある。	「食の安心・安全ヤングサポーター(仮称)」の養成にあたっては、既存の府庁内学生サポーター制度と連携するとともに、学生の負担とならないよう配慮しながら、活動の内容や機会をしっかりとマネージメントしていきます。 また、卒業後は「食の安心・安全協働サポーター」への誘導等に取組み継続的な活躍を支援していきます。	15
		「食の安全・安心ヤングサポーター(仮称)」は良い取組であり、京都府生協連に加盟している大学生協事業連合との連携を図られてはどうか。 また、最初は家政系の大学生を中心に始め、その後は広く他の学生も関わる取組にすることが、より効果的と考える。	大学生協や家政系の大学生から活動の輪を広げ、広く大学生に関わっていただけの取組にしたいと考えています。	16
食2 環に(境関2) のす 充る府 実学民 習の	府民への情報発信と学習環境	情報が氾濫する中、府民それぞれに合わせたテーマでリスクコミュニケーションを開催することは有意義である。 特に、インターネットの講座「食の府民大学」の講座数を増やし、充実させることは賛成。学習することがリスクコミュニケーションを深めることにつながると考える。	「食の府民大学」は、時間と場所に縛られず学習できる場として開講しており、多くの府民に学んでいただきたいと考えています。 さらに講座を充実させ、府民にとって魅力ある「食の府民大学」となるよう努めます。	17

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
2 (2) 学習環境の食に関する	リスクコミュニケーション	有効性表示の拡大により、食に関する情報が溢れており、「危険を煽ったり」「効能を強調しすぎるもの」もある。 また、食品の放射能汚染や遺伝子組み換え原料を使用した食品に対する消費者の不安は根強く、情報を関係者が共有し、相互理解を深めるリスクコミュニケーションはますます重要になっている。 したがって、審議会での行動計画の評価の際、次年度はどのようなテーマをとりあげ、リスクコミュニケーションを推進していくのかを論議して欲しい。取組みにあたっては消費者行政分野との連携、消費者団体との連携について配慮をお願いする。	審議会において次年度のリスクコミュニケーションのテーマや手法についてご意見を伺いながら進めていきたいと考えます。 また、リスクコミュニケーションの開催にあたっては、関係部局としっかり連携してまいりますし、消費者団体の方々との連携は是非ともお願いしたいと思います。	18
2 (3) 京都ならではの食文化の継承と向上	食いく先生	「きょうと食いく先生」の授業により、自ら調理し食べる体験をすることは有意義である。また、授業回数の増加、食育の優良事例の発信により、府民が将来にわたり豊かで健康な食生活を送るための取組に賛成する。	府民が食に触れ、学ぶ機会を増やすことで、食文化をしっかりと伝承し、府民の「食を大切に作る心」を育てていきます。	19
	食品ロス	「食べ残しゼロ推進店舗」の目標数が100店舗というのは、対象となる飲食店舗数から考えると少ないのではないか。	対象となる飲食店の10%「380店舗」に目標を修正します。 【第3章-2-(3)-④】	20
		2030年までに食品ロスを半減する、という世界目標を目指そうという動きもある中、食の生産過程・流通過程・廃棄の過程でそれぞれに地域循環を作り、安全に提供していくことが大切で、そのためには自治体、事業者、市民の協力が大事であるとの提言もある。 今回の計画では入れるのは無理だが、次回には大きなテーマになってくるとしますので、そのための小さな一歩ですがこのようなことをされていかかが。	食品ロス削減のためには、自治体、事業者、府民による協働が重要であり、府としても平成28年度にこれらの関係者による「食品ロス削減府民会議」を開催し、取組を進めてきたところです。 今後も、取組の輪を広げ、食品ロス削減を進めていきます。	21
食べ残しゼロ推進店舗について、京都市は900店を超えたとのことである。京都市の先駆的な取組や、優良事例の紹介など情報発信を共有し、京都府全体に広めていってほしい。	認定目標を対象となる飲食店の10%「380店舗」に増やし、優良事例の紹介や認定施設のメリット感を確保しながら、府全体に拡大するよう取り組んでいきます。 【第3章-2-(3)-④】	22		

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方
その他	放射性物質	食品の放射性物質への対応は行動計画に含まれないのか。	<p>京都府では、東日本大震災以来、府内産農林水産物及び府内流通食品について、放射性物質検査を継続し、平成24年度以降、府内産農林水産物、府内流通食品とも食品衛生法の基準値超過はありません。</p> <p>また、東日本大震災の対応としては、国が指定する17都県については、検査が実施されています。</p> <p>このような現状を踏まえ、食の安心・安全審議会放射線部会にも諮り、今後は、引き続き収去検査(番号㉔)の中で、放射性物質検査を実施しますが、放射性物質検査だけの個別の数値目標は設定しないこととしました。</p> <p>なお、放射性物質に不安を感じておられる府民もあることから、今後は、リスクコミュニケーションのテーマ等にしなが、府民の不安解消に取り組んでいきます。</p>
	マイクロプラスチック	世界的に問題が提起されているマイクロプラスチックについて、触れられていない。京都で取り上げていないのは問題ではないか。収去検査までは現段階で時期尚早だが、リスコミなど環境悪化による食へのリスク、府民への警告として取り上げる時期ではないか。	<p>マイクロプラスチックについては、社会的・国際的課題であり、環境省も調査等に取組まれているところですが、食品安全委員会ではリスク評価等は実施されていない状況です。</p> <p>府としては、国の動向を注視しながら関係部局と連携して対応したいと考えています。</p>

23

24